

代金取立規定

1. 取立証券類

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」は、代金取立として取扱います。

2. 要件の補充等

- (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (2) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
- (3) 手形、小切手の取立てにあたっては、補記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

3. 手数料等

- (1) 代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し、不渡返却があった場合または店頭呈示を要した場合には、その手数料をいただきます。
- (2) 特別な依頼により要した費用は、別途いただきます。

4. 発送

証券類の取立を、当行の他の本支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当行が適当と認める時期、方法により発送します。

5. 引受のない手形等の取扱い

- (1) 引受のない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するにとどめ、引受および支払のための呈示をする義務を負いません。
- (2) 手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。

6. 取立代金の入金

- (1) 手形のうち、支払期日までに当行所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換所等によって取立できるもので、当行が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限経過後に、本店でのその決済を確認したうえでなければ、支払資金といたしません。
- (2) 「期日入金手形」以外の証券類については、銀行間における入金報告によりその決済を確認のうえ、預金元帳へ入金記帳し支払資金とします。

7. 証券類の不渡り

- (1) 証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてその金額を預金元帳から引落します。
- (2) 不渡りとなった証券類は当店で返却しますから、当行所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。当行所定の期間を経過しても引取られないときは、当行は保管その他の責任を負いません。
- (3) 前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続をします。

8. 証券類の組戻し

- (1) 証券の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに、当行所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (2) 組戻しをした証券類は当店で返却しますから、当行所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

9. 免責

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当行は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

10. 譲渡、質入の禁止

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

以上

【2020年4月1日現在】